

一般社団法人 日本医学教育評価機構
評価事業基本規則

- 第1章 総則
- 第2章 総合評価部会
- 第3章 評価委員会
- 第4章 評価員
- 第5章 基準・要項検討委員会
- 第6章 異議審査委員会
- 第7章 研修委員会
- 第8章 その他
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）における評価事業に関し必要な事項を定める。

(評価事業)

第2条 評価事業は、社員総会で決議された事業計画に基づき、総合評価部会及びその下部組織がこれを行う。

2 総合評価部会の下部組織は、評価委員会、基準・要項検討委員会、異議審査委員会および研修委員会で構成される。

(評価の本旨)

第3条 評価事業の実施にあたっては、国公立大学医学部・医科大学（以下、「医学部等」という。）の教育プログラムについて、機構の定める基準により公平かつ適正に評価することを本旨とする。

(評価の実施方法)

第4条 評価は、機構の定める評価項目に基づいて作成された自己点検評価報告書、その他の書類の精査及び実地調査を通じて行う。

(評価手続き)

第5条 評価を申請する医学部等は、指定の期日までに、評価申請書を理事長あてに提出す

るとともに、所定の自己点検評価報告書その他の資料を、指定の期日までに、機構あてに提出しなければならない。

- 2 前項に定める資料の他、評価に必要な資料の追加提出を求めることができる。

(審査)

第6条 審査の結果、「認定」の判定を受けた医学部等の認定期間は7年間とする。

- 2 認定期間の始期は、認定の審査を行った理事会開催日の翌月の1日からとする。

第7条 前条の規定にかかわらず、評価領域全般にわたって概ね評価基準に適合しているものの、改善すべき点が多いと判断した場合は「期限付認定」と判定することができる。

- 2 「期限付認定」の認定期間は3年間とし、認定期間の始期は、認定の審査を行った理事会開催日の翌月の1日からとする。
- 3 「期限付認定」の判定を受けた医学部等は2年以内に改善報告書を提出するものとする。

第8条 「期限付認定」の判定後、3年以内に実施する追加審査において改善の事実が確認されない場合は「不認定」とすることができる。

- 2 「不認定」の判定を受けた医学部等は、改善に要する期間経過後にあらためて評価の申請をすることができる。
- 3 前項の期間は2年以上確保するものとする。
- 4 前項の期間の始期は、「不認定」の判定を行った理事会開催日の翌月の1日からとする。

(評価保留)

第9条 医学部等から提出された自己点検評価報告書その他の資料が不十分で、評価の実施が困難と判断したときは評価保留とし、次年度以降再申請するものとする。

(審議停止)

第10条 評価報告書の審議の過程で、医学部等が医学教育分野別評価基準日本版に適合しえない疑惑の渦中にあるなど、審議することが困難と判断するに足る相当の事由が認められる場合には、審議を一時停止することができる。

- 2 医学部等の疑惑が事実であると認められる場合は、当該疑惑にかかる改善の事実を確認したうえで審議を再開するものとする。

(認定の取消し)

第 11 条 理事会で認定の判定を決定した後に、医学部等において医学教育分野別評価基準日本版に適合しえない重大な事態が発覚し、自己点検評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになったときは、理事会運営規則第 9 条 1 3 号に基づき認定の判定を取り消すことができる。

- 2 認定を取り消された医学部等は、異議の申し立てを行うことができる。
- 3 前項の異議の申し立ては、認定の取消し通知書を受領してから 1 ヶ月以内に事実誤認の根拠となる資料を付した書面により行わなければならない
- 4 認定を取り消された医学部等は、認定取消しの要因となった事柄の改善策を構築し、改善した事実を機構が確認した後にあらためて評価受審の申請を行うことができる。

(評価結果の公表等)

第 12 条 理事長は、認定結果について理事会の決定を得た後、速やかに当該医学部等に通知しなければならない。

- 2 前項の評価報告書及び認定結果を機構のホームページ等で公表する。

(守秘義務)

第 13 条 機構の役職員、並びに評価事業にかかわる者は、評価事業及びその付帯事業の遂行により取得した医学部等及びその関係者に関する情報について守秘義務を負う。ただし、総合評価部会が評価事業の実施・公表のために必要と認めた場合を除く。

第 2 章 総合評価部会

(目的)

第 14 条 評価事業に関する専門委員会として、総合評価部会を置く。

(権限)

第 15 条 総合評価部会は、以下の業務を行う。

- (1) 評価報告書の審議・作成
- (2) 認定の判定
- (3) 「医学教育分野別評価基準日本版」、「医学教育分野別評価実施要項」の策定・改訂等評価事業及びその他関連業務の基本事項の作成
- (4) 評価委員会、基準・要項検討委員会、異議審査委員会、及び研修委員会の各委員候補者の選考
- (5) 評価報告書に対する医学部等からの異議の採否を決定し、必要があるときは評価報告書の修正

- (6) 評価事業基本規則の改正案の作成
- (7) その他、理事会から指示された事項

(総合評価部会部会長の選任)

第16条 総合評価部会部会長は、理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 総合評価部会部会長は、総合評価部会の代表として部会を統括する。
- 3 総合評価部会部会長は、部会員の中から副部会長を指名し、部会長を補佐させるものとする。

(総合評価部会部会員)

第17条 総合評価部会部会員は、総合評価部会の各委員会委員長で構成する。

(任期)

第18条 総合評価部会部会長及び部会員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 総合評価部会部会員が任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価部会の開催)

第19条 総合評価部会は、原則として毎年2回定時に開催する。

- 2 臨時総合評価部会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 評価報告書に対する医学部等からの異議を審議する必要があるとき
 - (2) 総合評価部会部会長が必要と認めたとき
 - (3) 総合評価部会部会員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- 3 前項(1)の異議の審議は、異議審査委員会の異議審査報告書が総合評価部会に提出された後に行われる。

(招集)

第20条 総合評価部会は、総合評価部会部会長が招集する。

- 2 総合評価部会の議長は、総合評価部会部会長が務める。

(定足数)

第21条 総合評価部会は、総合評価部会部会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第 22 条 総合評価部会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総合評価部会部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総合評価部会部会員は、その所属もしくは利害関係を有する医学部等に関する議事に参加できない。

(書面表決)

第 23 条 やむを得ない理由のため総合評価部会に出席できない部会員は、あらかじめ通知された議題事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、当該総合評価部会部会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総合評価部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 3 章 評価委員会

(目的)

第 25 条 評価事業及びその付帯業務に関する具体的な事項の決定・評価の実施、評価報告書(案)の作成を行う委員会として、総合評価部会の下に評価委員会を置く。

(権限)

第 26 条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書(案)の作成
 - (2) 評価員の選任または解任
 - (3) 評価する医学部等ごとに評価チームの編成
 - (4) 評価事業及びその付帯業務について、総合評価部会の他の委員会の担当に属さない事項の処理
- 2 評価委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価事業に関し理事会の諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第 27 条 評価委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員または学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第 28 条 評価委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第 29 条 評価委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第 30 条 評価委員会委員長及び委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 評価委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 31 条 評価委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

2 評価委員会委員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第 32 条 評価委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第 33 条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 4 章 評価員

(目的)

第 34 条 評価員は、医学部等の自己点検評価報告書、その他の資料を精査し、実地調査を行い、当該医学部等の評価報告書（担当領域別 案）の作成等の職務を行う。

(評価員の選任)

第 35 条 評価員は、評価委員会委員長が推薦し理事会において選任するものとし、総合評価部会部会員、評価委員会委員との兼務を妨げない。

(評価員名簿)

第 36 条 評価委員会委員長は評価員に選考した者を、評価員名簿にその氏名、所属、連絡先を登録する。

(評価チーム)

第 37 条 評価チームは、評価する医学部等ごとに評価委員会において編成することとし、評価員の構成については、原則として医学部等の教育研究活動に見識を有する者とする。

2 評価チームの評価員と評価対象の医学部等との間の利害関係の取扱いは、「一般社団法人 日本医学教育評価機構 倫理規則」による。

(権限)

第 38 条 評価チームの評価員は、評価対象医学部等について、第 32 条に規定する職務を行う。

(主査・副査)

第 39 条 評価チームごとに主査 1 名、副査 1 名を評価委員会において選考する。

2 主査は、評価チームを統率するとともに、評価チームの評価報告書（原案）を取りまとめる。

3 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、これに代わって主査の職務を行う。

(評価員の義務)

第 40 条 評価員は、原則として、機構が行う評価者養成研修の受講経験者でなければならない。

(任期・退任・解任)

第 41 条 評価員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 評価員が任期途中で退任する場合は、評価委員会委員長あて文書で届け出るものとする。

3 評価委員会は、評価員が、心身の故障等により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員として品位を欠く行為があると認める場合には、これを解任できる。

第 5 章 基準・要項検討委員会

(目的)

第 42 条 評価事業及びその付帯業務を遂行するための医学教育分野別評価基準日本版、医学教育分野別評価実施要項等に関する原案等を作成し、総合評価部会に答申する委員会として総合評価部会の下に基準・要項検討委員会を置く。

(権限)

第 43 条 基準・要項検討委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の原案または改正案の作成
- (2) 受審要項の原案または改正案の作成
- (3) 評価手続き等に関する具体的な事項案の作成

2 基準・要項検討委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価基準及び受審要項等に関し理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第 44 条 基準・要項検討委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第 45 条 基準・要項検討委員会に委員長を置き、理事長が推薦し理事会において選任する。

2 基準・要項検討委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第 46 条 基準・要項検討委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第 47 条 基準・要項検討委員会委員長及び委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 基準・要項検討委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 48 条 基準・要項検討委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第 49 条 基準・要項検討委員会の議長は、委員長が務める。

(議決)

第 50 条 基準・要項検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決定するところとする。

(議事録)

第 51 条 基準・要項検討委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

第 6 章 異議審査委員会

(目的)

第 52 条 評価報告書に対して医学部等から提出された異議を審査するため、総合評価部会の下に異議審査委員会を置く。

(権限)

第 53 条 異議審査委員会は、医学部等から提出された異議について、それが正当な理由あるものか否かを審査し、審査結果を総合評価部会に報告する。

2 異議審査委員会は、前項の事業のほか、異議審査に関し理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第 54 条 異議審査委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第 55 条 異議審査委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 異議審査委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第 56 条 異議審査委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

2 異議審査委員会委員は、審査の対象となる医学部等に所属若しくは利害関係を有する者は、当該医学部等の異議審査に加わることはできない。

(任期)

第 57 条 異議審査委員会委員長及び委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 異議審査委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催手続)

第 58 条 評価報告書に対して、医学部等から提出された異議は、理事長から総合評価部会
部会長経由で異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催される。

(招集)

第 59 条 異議審査委員会は、委員長が招集する。

2 異議審査委員会委員は、代理人をもってこれに充てることはできない。

(議長)

第 60 条 異議審査委員会の議長は、委員長が務める。

(議決)

第 61 条 異議審査委員会の議事は、原則として、当該委員会に出席し議事に参加した異議
審査委員会委員全員の一致による。ただし、意見の一致をみるのが困難であると議
長が判断した場合は、多数決によることができる。

(秘密会)

第 62 条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。ただし、必要に応じ
て議事要旨を作成する。

(異議審査報告書の作成)

第 63 条 異議審査委員会委員長は、審査の結果について異議審査報告書を作成し、総合評
価部会部会長に提出する。

2 総合評価部会部会長は、異議審査委員会委員長から提出された異議審査報告書を
総合評価部会において審議し、異議申請に対する回答書案を作成のうえ、理事長に
上申する。

第 7 章 研修委員会

(目的)

第 64 条 医学教育分野別評価の円滑な推進のため、評価員の養成、自己点検評価報告書の
作成、その他医学教育分野別評価に関する研修会を企画・実施する委員会として、
総合評価部会の下に研修委員会を置く。

(権限)

第 65 条 研修委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 研修会の企画・実施
 - (2) 研修プログラム・資料等の作成
 - (3) 研修会における講義及び指導
 - (4) 評価員養成研修修了者名簿の作成
- 2 研修委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、研修会に関して理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(委員会の構成)

第 66 条 研修委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第 67 条 研修委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 研修委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第 68 条 研修委員会委員は、総合評価部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第 69 条 研修委員会委員長及び委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 研修委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 70 条 研修委員会は随時開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第 71 条 研修委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれを務める。

(議決)

第 72 条 研修委員会の議事は、出席した研修委員会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

第 73 条 研修委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 8 章 その他

(評価手数料)

第 74 条 医学教育プログラムの評価申請した医学部等は、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

(評価に関する諸規則)

第 75 条 この評価事業基本規則に定めるもののほか、評価事業に関し必要な事項は、総合評価部会において別途定める。

(改正)

第 76 条 この評価事業基本規則の改正は、総合評価部会の発議に基づき理事会において行う。

附則

1. 本規則は、平成 27 年 12 月 11 日に制定し、同日より施行する。
2. 本規則は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
3. 本規則は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。
4. 本規則は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。
5. 本規則は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。
6. 本規則は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。